

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第17号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年12月3日 16時30分ごろ
発生場所	広島県広島港第1区 広島県広島市所在の広島港元宇品東防波堤北灯台から真方位 284°245m付近 （概位 北緯34°20.8′ 東経132°27.8′）
事故等調査の経過	平成26年1月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第十一利丸、100.18トン
船舶番号、船舶所有者等	114796、和佐興業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船尾部に凹損 岸壁 なし
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、広島港において、着岸作業中、船長が岸壁までの距離を把握せずに航行を続け、平成25年12月3日16時30分ごろ右舷船尾部が岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日没時刻：17時00分
その他の事項	船長は、船尾部署にいた乗組員に岸壁までの距離を報告するように指示していたが、本事故当時、乗組員の報告が遅れ、岸壁までの距離を把握していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、広島港で着岸作業中、船長が岸壁までの距離を把握せずに作業を続けたことから、右舷船尾部が岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が広島港で着岸作業中、船長が岸壁までの距離を把握せずに作業を続けたため、右舷船尾部が岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	船長は、本事故後、乗組員全員にトランシーバーを支給し、各部署が岸壁への接近状況を報告するように指導した。